

第85期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年7月29日（水曜日）午前10時00分
（受付開始：午前9時00分）

開催場所

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただく重要な権利です。株主総会へのご出席に代えて、議決権行使書の郵送でのご返送もしくはインターネット利用による議決権行使も可能ですので、ぜひご行使くださいますようお願い申し上げます。

目次

第85期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 補欠監査役2名選任の件	
事業報告	9
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	35

証券コード:3161
2026年7月10日
(電子提供措置の開始日 2026年7月7日)

株 主 各 位

東京都台東区蔵前四丁目13番7号

アゼアス株式会社

代表取締役社長 齊 藤 文 明

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第85期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.azearth.co.jp/ir/library03.html#ir1>



電子提供措置記載事項は、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アゼアス」または「コード」に証券コード「3161」を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面もしくはインターネットにより事前の議決権行使をすることができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4頁から5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年7月28日（火曜日）の営業時間終了時（午後5時45分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。あわせて、2026年7月18日（土曜日）午後8時00分～7月19日（日曜日）午後11時00分の間はシステムメンテナンスを実施するため、インターネット（「スマート行使[®]」を含む）による議決権行使の取扱いを休止させていただくことになりました。インターネットにより議決権を行使される場合には、メンテナンス日時を避けてご利用いただきますようお願い申し上げます。株主の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月29日(水曜日) 午前10時00分 (受付開始午前9時00分)
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル3階 祥雲の間
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第85期 (2025年5月1日から2026年4月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期 (2025年5月1日から2026年4月30日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 補欠監査役2名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより議決権を行使される場合には、別添 (5頁) の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧の上、2026年7月28日 (火曜日) 午後5時45分までに行使してください。
 - (3) 書面による議決権行使において、議案に賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (4) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎お願い ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましては軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎修正事項の通知方法

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎その他本招集ご通知に関する事項

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、お送りする書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただく重要な権利です。株主総会へのご出席に代えて、議決権行使書の郵送でのご返送もしくはインターネット利用による議決権行使も可能ですので、ぜひご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年7月29日(水曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2026年7月28日(火曜日)
午後5時45分到着

インターネット



パソコンまたはスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2026年7月28日(火曜日)
午後5時45分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】0120(782)031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

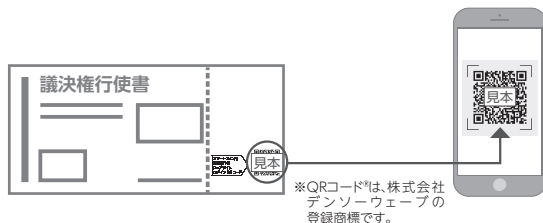
※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

インターネットによる議決権行使について

「スマート行使」による方法

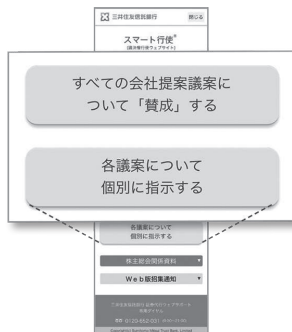
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



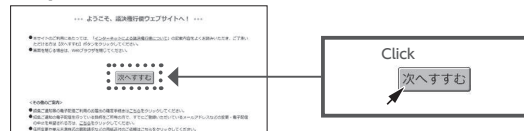
❗ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- ※ 2026年7月18日(土曜日)午後8時00分～7月19日(日曜日)午後11時00分の間はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止となります。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

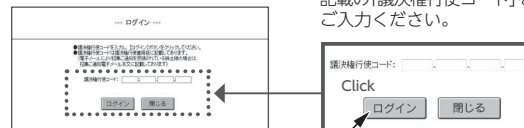
1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

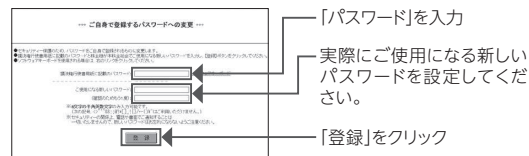


2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、企業体質を一層強化し、安定した収益基盤を確保するため内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、この基本方針と、当期の業績及び現在の財務状況等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金23円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は133,911,842円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年7月30日

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。青木智子氏は、社外監査役以外の監査役の補欠としての候補者、小池達子氏は社外監査役の補欠としての候補者であります。なお、両氏の選任の効力は当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。また、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといえます。本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

1

あ お き と も こ
青 木 智 子

生年月日 所有する当社の株式の数
1977年5月31日生 6,700株

■ 略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況

2000年4月 当社入社
2006年5月 当社たたみ資材事業部業務課課長
2009年10月 当社たたみ資材事業部東日本営業部業務課課長
2013年5月 当社業務本部業務部生産・調達課課長
2014年11月 当社防護服・環境資機材営業本部営業第一部第一課課長
2021年8月 当社内部監査室室長
2023年5月 当社調達・物流部部长
2025年5月 当社生産・調達部部长（現任）

■ 補欠の監査役候補者とした理由

青木智子氏は、業務部、営業部を中心に当社の主要部門を管理職として幅広く経験するとともに、内部監査室室長を務め、当社の事業全般にわたって精通しております。リスク管理業務、各事業部門の監査業務に携わってきたことから、当社監査役としての役割を十分に果たすことができると判断し、補欠の監査役候補者としたものであります。

2

こ い け た っ こ
小 池 達 子

生年月日 所有する当社の株式の数
1957年11月21日生 0株

■ 略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況

2009年9月 司法試験合格
2010年11月 最高裁判所司法研修所修了
2011年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2011年1月 銀座総合法律事務所入所
2016年4月 民事調停委員（東京簡易裁判所所属）（現任）
2018年4月 駒澤大学評議員
2019年6月 ㈱オリジン社外取締役（現任）
2021年6月 三浦工業㈱社外取締役監査等委員（現任）
2022年6月 住友理工㈱社外監査役

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

小池達子氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることに加え、他社において社外取締役、社外取締役監査等委員等を務め、監督、監査の専門的知見を有していることから、当社監査役としての役割を十分に果たすことができると判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.各候補者が有する当社の株式数は、2026年4月30日現在のものであります。
3.小池達子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4.小池達子氏が就任した場合は、社外監査役として当社との間で、定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。
5.当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

以 上

事業報告

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱めの動きもみられますが、全体として緩やかな回復基調で推移しました。企業収益は改善傾向にあり、業況感は良好な水準を維持しております。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、雇用拡大や賃金上昇を背景に底堅く推移しています。企業の設備投資においても企業業績の底堅さに支えられ、省力化やデジタル化の投資等により増勢が続く見込みとなっています。一方で、海外経済では米国の関税政策などを背景に、先行き不透明感が続いております。また、中東地域における地政学的リスクが高まり、原油輸入の大部分を中東地域に依存するわが国においては、原油価格の上昇によるエネルギーコスト等の増加が、企業活動の下振れリスクとなります。今後の見通しにつきましては、内需の回復が期待される一方で、国際情勢の変化や資源価格の動向等について注視が必要です。

このような環境下、主力事業であります防護服・環境資機材事業におきましては、製薬会社や半導体製造など工場のクリーンルーム向けの需要や、ダイオキシン、ケミカルなど有害化学物質対策分野において個人用保護具の販売が伸長したほか、ヘルスケア製品事業では、ドラッグストア等一般消費者向けの売上が順調に増加した結果、期初予算には達しなかったものの、ここ数期続きました減収傾向から脱却し、増収に転じました。

一方、販売費及び一般管理費については、2025年5月より稼働した新基幹システムの償却費の計上や優秀な人材確保のための投資を行った結果、前年同期比で25百万円（1.7%）増加しました。その結果、売上高は8,289百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は192百万円（前年同期比0.3%増）、経常利益は214百万円（前年同期比1.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は138百万円（前年同期比30.6%減）となり、増収減益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

防護服・環境資機材事業におきましては、半導体製造や製薬会社など工場のクリーンルーム向けの需要や、ダイオキシン、ケミカル等の有害化学物質対策分野の需要は順調に推移いたしました。その一方で、中期経営計画の経営方針の一つとして取り組みを進めてまいりました難燃・アークフラッシュ・高視認等の新規防護服分野や、集じん機等の安全環境設備分野は、成約が進んでいるものの、期初の計画に対しては未達となりました。その結果、売上高は4,800百万円（前年同期比3.7%増）、セグメント利益は559百万円（前年同期比13.3%増）となり、増収増益となりました。

ヘルスケア製品事業におきましては、主力製品であるアゼアスデザインセンター秋田で生

産する日本製マスクについて、ドラッグストア等の一般消費者向けBtoC分野の受注は順調に増加しました。また、機能性を重視した製薬会社や半導体工場等の一般産業、医療機関等のBtoB分野におきましても、新規顧客開拓活動に重点を置き実行した結果、順調に契約を獲得しています。その一方で、創業期に生産し、販売に時間を要して一定期間経過したマスク製品等を33百万円評価減し、売上原価に計上いたしました。その結果、売上高は388百万円（前年同期比42.2%増）、セグメント損失（営業損失）は55百万円となり、増収でセグメント損失の計上となりました。

ライフマテリアル事業のうち、機能性建材分野におきましては、畳表等の従来からの商品は引き続き減少傾向にありますが、同分野の主力商品となり、利益率の高い「ReFace®」の販売は、新たな販売先の開拓も進んでおり、堅調に推移しました。また、アパレル資材分野は、作業服等のワーキングウェア分野が概ね堅調に推移しました。その結果、売上高は2,865百万円（前年同期比1.9%増）、セグメント利益は169百万円（前年同期比1.4%増）の増収増益となりました。

なお、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用は449百万円であります。

セグメント別売上高（連結ベース）

（単位：百万円）

事業名	前期		当期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
防護服・環境資機材事業	4,630	57.7%	4,800	57.9%	170	3.7%
ヘルスケア製品事業	273	3.4%	388	4.7%	115	42.2%
ライフマテリアル事業	2,812	35.0%	2,865	34.6%	52	1.9%
その他事業	311	3.9%	234	2.8%	△77	△24.8%
合計	8,027	100.0%	8,289	100.0%	261	3.3%

（注）その他事業は全額中国子会社の事業であります。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は71百万円であります。その主なものは、基幹システムの構築が37百万円、岡山事業所の設備改修が15百万円、マスク製造を目的とした設備投資が11百万円であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度に、当社の所要資金として調達はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

2025年5月1日をもって連結子会社の丸幸株式会社を当社が吸収合併いたしました。これにより、同社からその資産、負債及びその他権利義務の一切を承継しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 連結ベース

(単位：百万円)

	第82期 (2023年4月期)	第83期 (2024年4月期)	第84期 (2025年4月期)	第85期 (2026年4月期)
売上高	9,081	8,242	8,027	8,289
経常利益	562	308	217	214
親会社株主に帰属する 当期純利益	406	187	199	138
1株当たり当期純利益	71.96円	33.04円	34.97円	24.23円
純資産	6,604	6,724	6,768	6,826
総資産	9,048	8,512	8,452	8,458
1株当たり純資産額	1,166.95円	1,181.78円	1,188.45円	1,195.49円

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、当社は「株式給付信託 (BBT)」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

② 単体ベース

(単位：百万円)

	第82期 (2023年4月期)	第83期 (2024年4月期)	第84期 (2025年4月期)	第85期 (2026年4月期)
売上高	7,383	6,527	6,390	8,055
経常利益	489	300	158	242
当期純利益	362	209	126	606
1株当たり当期純利益	64.12円	36.94円	22.25円	106.31円
純資産	5,993	6,113	6,111	6,633
総資産	8,057	7,612	7,493	8,165
1株当たり純資産額	1,059.03円	1,074.51円	1,073.14円	1,161.72円

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、当社は「株式給付信託 (BBT)」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項に対処すべき課題として取り組みを進めております。

① 中期経営計画の実行

当社グループは、2023年5月から2026年4月までの中期経営計画「Next Stage 実行計画2023」に続き、2026年5月から2029年4月までを計画期間とする新たな中期経営計画「Next Stage 実行計画2026」を2026年5月からスタートさせています。

前中期経営計画では、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法の分類が2類から5類へ移行されたことを経て、業績回復と成長を目指しましたが、最終目標を下方修正する等、業績面での成長の達成には至らず、反省点と認識しております。

2026年は、地政学リスクが従来以上に高まり、国際紛争により人命や人権が脅かされています。環境面では、引き続き、猛暑や豪雨等極端な気象現象、地震等の災害発生が懸念されています。また、少子化、人口減少社会が進行するとともに、労働安全分野では規制強化が進み、人材を大切に考える考え方が広く浸透してきました。現在のように不確実性が高く、予測が困難な社会では、変化への対応能力が問われると同時に、安全・安心への関心や投資機会も多くなると予想されるため、当社としても、安全・環境分野における存在意義を高め、社会や顧客の課題にしっかり向き合い貢献するため、その期待に応える取り組みを着実に進めております。

新たな中期経営計画における経営方針は以下のとおりです。

- ・「人と環境を守る」事業を強化し、安全な社会実現へ貢献する（ヘルスケア製品事業、新規防護服分野、安全環境設備分野の育成）
- ・アゼアスブランド強化とDXにより顧客の課題解決力を高める（自社ブランド新製品開発、メーカー機能強化、DXによる営業生産性向上）
- ・魅力のある企業集団を作り、ステークホルダーから選ばれる企業となる（顧客、従業員、株主、社会にとって魅力のある会社の追求）

前中期経営計画から引き続き、当社のドメインである「人と環境を守る」事業の強化に努めてまいります。

② 「安全・衛生」分野の新事業開発と育成

今後企業として尚一層の発展を遂げていくには、防護服・環境資機材事業の事業領域を拡大するとともに、それに次ぐ新たな成長事業を育成していくことが不可欠と考えます。

防護服分野においては、従来の主力商品であるタイベック®等化学防護服に加え、火や熱の現場を安全にする難燃防護服と、視認性の高い素材を使用し、高速道路等の作業現場の安全性を高める高視認性防護服等の製品開発及び営業強化を図り、防護服市場やユーザーから一層の信頼を得られるよう取り組んでおります。研究開発、製品評価と試験機能等を充実させるため、2022年4月には、信州大学繊維学部FII内に「アゼアス防護服Labo」を、2022年5月には、生産加工技術と自動化等による生産性向上のため「アゼアスデザインセンター

秋田」に新工場棟を開設し、機能性の高い製品の開発と生産に取り組んでおります。

また、安全環境設備分野では、有害物質や感染症ウイルス等が存在する空間をクリーンな環境に改善し、作業者のリスクを低減していく環境改善設備の開発及び販売に注力し、防護服等の個人用保護具と設備を組み合わせたソリューションを提案することで、安全な環境づくりに貢献してまいります。

さらに、2024年4月以降、改正労働安全衛生規則等の施行により事業所における化学物質管理体制の強化が義務付けられ、2025年6月以降は職場の熱中症対策が義務付けられているなか、顧客が適法かつ安全に対応できるよう、個人用保護具の需要に適宜対応するとともに、適切なサポートを実施してまいります。

2022年度から独立したヘルスケア製品営業部では、不織布マスクや医療用ガウン等の個人用保護具を通じて、医療機関、一般産業、一般消費者を含めた安全な社会の実現に貢献していきます。同年稼働を開始した「アゼアスデザインセンター秋田」のマスク生産ラインでは、機能性の高い、JIS規格適合の「医療用マスク」「一般用マスク」を生産しています。新型コロナウイルス蔓延下で露呈したマスクに関するサプライチェーンのリスクに対応できるよう、海外製輸入マスクと合わせて、安定した供給体制を構築してまいります。

当社では、上記に記載した新たな取り組みを含め、積み上げてきた専門的な知見や知識、投資した設備等により、ビジネスチャンスの拡大につなげ、「社会の安全・安心を実現する」事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。

(注) タイベック®は米国デュポン社の関連会社の登録商標です。

③ 人材の育成と確保

当社グループが今後も継続的発展を遂げていくためには、人材の確保と育成は重要課題として位置付けております。優秀な人材の確保、次世代経営層の中核となる人材の育成と、若手社員の早期戦力化に向けた新人事制度の導入、成果と職責が適切に反映され、モチベーション向上につながるとともに、社会環境や情勢を踏まえた今日的な基準に基づく報酬制度への改正、ベテラン社員による後進の育成促進を目的とした定年再雇用制度の見直しなど、人的資本経営の継続的な高度化に取り組んでいます。さらに、働き方については、柔軟な働き方の枠組み整備、女性活躍支援、中堅社員の活性化、高齢者雇用等に取り組み、男性社員の育児関連休暇の取得促進など、健康経営を意識し、人材活性化を進めてまいります。

④ サステナビリティへの対応

中期経営計画の実行のとおり、持続的成長を実現する強固な経営基盤を構築し、サステナビリティ経営を推進します。当社のサステナビリティ基本方針は以下のとおりです。

<アゼアス株式会社サステナビリティ基本方針>

当社グループは、コーポレートスローガン「地球のこと総て、その環境と安全に挑戦する。The Challenge for the Earth: "Environment & Safety"」に基づき、社会的課題の解決につながる商品の展開と、企業として果たすべき社会的責任の取り組みにより、SDGsを

意識した経営を推進していきます。

1. 安全・防護システムで人と環境を守ります。
2. 健康・快適な生活の実現に貢献します。
3. アゼアス株式会社の特性を活かした社会貢献に取り組みます。
4. 社員一人ひとりの人権を尊重するとともに、社員の健康維持向上に努めます。
5. コーポレート・ガバナンス体制を強化して透明性、健全性を確保するとともに、効率化と環境変化に対応できる経営管理組織を構築します。

(7) 主要な事業内容（2026年4月30日現在）

- ① 防護服・環境資機材事業
化学防護服、作業用防護服、環境資機材の製造販売
- ② ヘルスケア製品事業
衛生マスク、その他ヘルスケア製品の製造販売
- ③ ライフマテリアル事業
機能性建材：機能性建材、畳表、各種畳材料の販売及び畳工事の施工
アパレル資材：裏地、芯地、型カット品その他繊維副資材の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（2026年4月30日現在）

① 主な事業所

（国内事業所）

本社	東京都台東区蔵前四丁目13番7号
大阪事業所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目7番6号
岡山事業所	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
太田事業所	群馬県太田市清原町5番地11
関東物流センター	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中464番地
西日本物流センター	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
アゼアスデザイン センター秋田	秋田県大仙市戸地谷字大和田176番地1

（海外現地法人）

阿茲阿斯（大連）紡織服飾有限公司	中国大連経済技術開発区万宝街10-2-2号
大連保税區日里貿易有限公司	中国大連金普新区哈尔滨路39号

AZEARTH VIETNAM CO., LTD.

Room 11, 9th floor, ROX Tower, 180-192
Nguyen Cong Tru Street, Ben Thanh Ward,
Ho Chi Minh City

(関連会社)

メディケア・ジャパン株式会社

東京都台東区蔵前四丁目13番7号

- (注) 1. 丸幸株式会社は、当連結会計年度にアゼアス株式会社と合併し、アゼアス株式会社太田事業所となりました。
2. 当連結会計年度に新たに海外現地法人のAZEARTH VIETNAM CO., LTD.を設立しております。
なお、ベトナム駐在員事務所は閉鎖手続中です。

② 従業員の状況

従 業 員 数	212 (64) 名
---------	------------

(注) 使用人兼務役員は含まれておりません。() 内は臨時従業員の年間平均雇用人員の内数です。

- (9) 主要な借入先及び借入額の状況 (2026年4月30日現在)
借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
阿茲阿斯 (大連) 紡織服飾有限公司	140,000米\$	100%	繊維副資材の製造販売
大 連 保 税 区 日 里 貿 易 有 限 公 司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売
AZEARTH VIETNAM CO.,LTD	10,048百万VND	100%	繊維副資材の販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 6,085,401株
- (3) 株主数 5,625名
- (4) 自己株式の数
普通株式 263,147株
- (5) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 A s a h i c h o	460,000株	7.90%
鈴 木 貴 久 子	319,913	5.49
鈴 木 一 裕	165,573	2.84
三 田 さ や 香	160,000	2.75
澤 田 匡 宏	150,000	2.58
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	125,000	2.15
株 式 会 社 広 島 銀 行	125,000	2.15
日 本 国 土 開 発 株 式 会 社	120,000	2.06
中 田 一 男	119,000	2.04
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E □)	112,400	1.93

- (注) 1. 当社は、自己株式を263,147株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E□）の所有株式112,400株は、「株式給付信託(BBT)」制度導入に伴う当社株式であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 会社役員に交付した株式は「4. 会社役員に関する事項 (4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ④取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりです。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代 表 取 締 役 社 長	斉 藤 文 明	
取 締 役	鈴 木 一 裕	執行役員 管理本部長 一般社団法人日本防護服協議会理事長
取 締 役	関 谷 純 樹	執行役員 営業本部長 中国子会社管掌・ベトナム子会社管掌 メディケア・ジャパン株式会社代表取締役副社長 マスコジャパン株式会社取締役
取 締 役	町 田 智 子	国立大学法人京都大学経営協議会学外委員 公益財団法人文字・活字文化推進機構専務理事
取 締 役	池 田 文 雄	日本国土開発株式会社顧問 コクドビルエース株式会社顧問 一般社団法人日本３ＰＬ協会顧問
常 勤 監 査 役	澤 田 匡 宏	
監 査 役	加 毛 修	銀座総合法律事務所所長 学校法人巣鴨学園理事
監 査 役	高 橋 章 夫	公認会計士 高橋章夫公認会計士事務所代表

- (注) 1. 2025年7月25日開催の第84期定時株主総会において、関谷純樹氏、池田文雄氏が取締役に、澤田匡宏氏が監査役に選任され、就任いたしました。
2. 五十嵐克己氏、藤本凱也氏、奥山智砂氏は、2025年7月25日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役町田智子、池田文雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役加毛修、高橋章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役高橋章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役高橋章夫氏は、当該事業年度中にクラフト株式会社の監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員等の業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害に対しては填補されないなどの免責条項が付されています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図り、安定的な株主利益の実現に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等については、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成します。取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、成果に応じ、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内にて決定します。業績連動報酬等は、取締役等の各事業年度の事業計画に対する達成意識を高め、安定的な株主還元を目的として、各事業年度の事業計画の目標値に対する達成度合いと、株主還元とのバランスを考慮して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。非金銭報酬等は、当社取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、社外取締役を除く取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、社外取締役及び監査役が、社外取締役にあっては監督を、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的に、株式給付信託により、役員株式給付規程に従って毎年ポイントを付与します。報酬等の額に対する割合の決定に対する方針は、取締役等の各事業年度の事業計画に対する達成意識を高め、安定的な株主還元の実現を継続的に実現するために、当面の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等・非金銭報酬等＝8：2とし、業績連動報酬等の比率を年々高める運用とします。

この決定方針は、任意の人事・報酬委員会で審議し、取締役会に答申した上で、取締役会で決議することにより決定します。

なお、役員退職慰労金制度は、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定しておりますが、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する功労加算金を含めた退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2012年7月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬限度額（使用人分は含みません。）は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。決議時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。また、当該報酬限度額とは別枠で、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会において、株式給付信託による報酬制度の導入を決議いただいております。決議時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。さらに、2021年7月16日開催の第80期定時株主総会において、株式給付信託による報酬制度の改定を決議いただいております。決議時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名であります。

③ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役が委員長を務める任意の人事・報酬委員会において、決定方針との整合性を含めて審議を行い、取締役会は、当該審議の内容を踏まえ審議、決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等 (株式報酬)	退職慰労金等	
取 締 役	57,016	46,380	—	10,636	—	7名
監 査 役	15,735	14,814	—	921	—	4名
合 計 (うち社外役員)	72,751 (14,998)	61,194 (13,950)	— (—)	11,557 (1,048)	— (—)	11名 (5名)

- (注) 1. 上記の取締役、及び、監査役の役員数には、2025年7月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）、及び、監査役1名を含んであります。
2. 株式報酬である「株式給付信託」は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して役員株式給付規程に従ってポイントを付与し、これに応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて取締役等へ給付される制度で、社外取締役を除く取締役に対しては、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与し、社外取締役、監査役に対しては、役位により定まる数のポイントを付与します。業績達成度に関しては、取締役等の達成意識を高めるとともに、安定的な株主還元を実現するため、経営計画の重要な財務目標である連結経常利益を指標として、一定の算式に基づき、支給額を決定しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は「1.企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。上記株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
3. 当期中に退任した取締役（社外取締役でない取締役）1名に対して3,900株（給付した株式4,340株のうち440株については現金にて支給しております。）、当期中に退任した取締役（社外取締役）1名に対して4,600株（給付した株式5,220株のうち620株については現金にて支給しております。）、当期中に退任した監査役1名に対して3,400株（給付した株式3,840株のうち440株については現金にて支給しております。）、社外取締役を除くその他の取締役2名に対して2,300株の株式を交付しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	町 田 智 子	取締役会16回のうち16回出席	主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、経営全般にわたり、積極的かつ活発に発言を行っています。
社外取締役	池 田 文 雄	取締役会11回のうち10回出席	主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、企業経営、営業、営業マーケティングにわたり、積極的かつ活発に発言を行っています。
社外監査役	加 毛 修	取締役会16回のうち16回出席 監査役会14回のうち14回出席	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。
社外監査役	高 橋 章 夫	取締役会16回のうち16回出席 監査役会14回のうち14回出席	主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。

- (注) 1. 社外取締役池田文雄氏につきましては、2025年7月25日就任後の状況を記載しております。
2. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(イ) 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

(ウ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は、主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、中長期的な企業価値の向上を図るために、取締役会において、経営全般にわたり積極的かつ活発な発言により有益な助言を行うとともに、人事・報酬委員会において、役員選任と報酬に関する手続の妥当性について審議し、監督機能を適切に発揮しています。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ④取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員が当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,140千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,140千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 会計監査人に対しての非監査業務に対する対価の支払いはありません。
3. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社である阿茲阿斯（大連）紡織服飾有限公司、大連保稅区日里貿易有限公司は、遼寧柏利会計師事務所有限公司の監査等を受けております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第29条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制の決定内容】

当社は、2006年5月13日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号等に定める体制の整備に関する基本方針を次のとおり決議しております。(最終改正：2019年5月1日)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社グループ会社の法令等遵守及び業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

(1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、役員及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理、経営理念及び「経営理念の実践」に基づき制定した「企業行動規範」並びに「コンプライアンス・マニュアル」を遵守し（以下「コンプライアンス」という）、取締役自らによる率先垂範並びに定期的研修を通じて従業員への周知徹底を図る。
- ②代表取締役は、コンプライアンスの徹底強化のため、管理部門管掌役員をコンプライアンス全体の総括責任者（以下「コンプライアンス総括責任者」という）に任命し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。総務部は、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ③当社は、執行役員制度に基づき、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にし、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。
- ④当社は、従業員が法令、定款もしくはその他社内規程上、違反または疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「内部通報制度管理規程」を制定した。
- ⑤取締役は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンス違反に関する事実を知り得た時には、遅滞無く取締役会、監査役会に報告する。
- ⑥監査役及び内部監査室は連携し、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「会社保有データ取扱い規程」、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、適正に当該情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、整理・保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ②代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部門管掌役員を任命する。
- ③監査役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する実施状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役は、管理部門管掌役員をリスク管理に関する総括実施責任者として任命し、管理部門管掌役員は全社的なリスクの統括管理に当る。
- ②管理部門管掌役員は、各部等の担当執行役員とともに、リスク管理体制を構築し、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の強化を図る。
- ③会社の経営、人命、社会及び環境に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した時は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を対策本部長、全取締役及び総務部部長を各対応責任者とする危機管理対策本部を設置し、社内外広報・顧客対応・実務対応・情報収集・防止対策等の必要なリスク対応を図る。
- ④監査役及び内部監査室は連携して各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

- ②また、決裁に関する「職務権限規程」に基づき、執行役員である部長の職務分担に定められた決裁権限基準に従い決裁を行う。
ただし、重要な事項については取締役会等において審議の上、遂行決定を行う。
- ③当該担当業務の遂行については、業務分掌と責任を明確にした「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務遂行する。
- ④月1回開催される執行役員会及び営業報告会等の会議において、営業の進捗状況、経営計画の進捗状況、財務の状況等経営全般に関わる事項に関して審議検討し、遂行決定を行う。
- ⑤取締役会は、各部等担当執行役員に各部、室の経営計画に基づいた業務遂行状況を定期的に報告させ、その状況を監督する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するため、管理部門管掌役員、取締役または担当執行役員は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の運営管理及び支援業務を行う。また当社グループ会社に対し、各社の取締役・従業員の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ②当社グループ会社の所轄業務については、効率的な業務遂行、法令等の遵守体制、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社取締役または担当執行役員が統括管理する。当社グループ会社においても「リスク管理規程」を定め、グループ一体となったリスク管理体制を構築することにより、当社グループ会社についても、損失の危険の管理を徹底する。
- ③当社グループ会社においては、それぞれの会社の実態に即して、業務分掌、職務権限を定め、業務を適正かつ効率的に遂行する。各社の取締役として当社社員を配し、連携を密にして、情報の共有化と業務の効率化を図る。
- ④当社グループ会社の共通の規程として「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度管理規程」等を定め、当社グループ会社においても、取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

- ⑤当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。報告した者については、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない。
- ⑥監査役及び内部監査室は連携して、当社グループ会社の管理体制を監査し、その結果を取締役会に報告する。
また、取締役会は、定期的にグループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役会が監査業務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当社従業員が監査役の監査業務を補助する。
- ②監査役は当社従業員に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該従業員は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。
また、当該従業員の人事異動、懲戒処分、人事考課等の人事権については、監査役の同意を得る。
- (7) 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役及び従業員は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、「監査役への報告規程」に基づき、監査役にその都度報告するものとする。なお、同規程は、報告した者について、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない旨等を規定している。

- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務遂行状況を把握するため、取締役会に出席する。また、執行役員会等の重要な会議に出席することができる。
また、業務遂行に関する重要な書類等の閲覧並びに、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。
- ③代表取締役社長と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合をもつ。
また、監査役は会計監査人及び内部監査室、コンプライアンス総括責任者との緊密な連携を保つよう努め、監査の実効性確保を図る。
- ④監査役は必要に応じて、当社の会計監査人及びその他外部の専門家の助言を求めることができる。
- ⑤監査役 of 職務の執行について生ずる費用または債務については、職務の執行が滞りなく行われるよう、前払または適当な期間後に処理する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ①当社及び当社グループは、反社会的勢力に対しては、断固たる行動をとるものとし、取引を含めた一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、基本方針とする。
- ②反社会的勢力排除については、社内研修を通じ周知徹底し、不当要求等を受けた場合は毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

役員及び従業員一人一人がコンプライアンスの重要性を認識するため、全員が期初に「コンプライアンス宣誓書」を総務部に提出しております。また、規程説明会でコンプライアンス・マニュアルの説明を行い周知を図っております。

法令違反行為などコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見して解決するため、社内及び社外の通報窓口を設けて中国子会社を含むグループ全社において、内部通報制度の実効性向上を図っております。同制度及び通報窓口については、全社員に年2回案内をして制度の周知を図っております。

また、コンプライアンス上の問題がないかどうかを定期的に確認するため、全社員が年2回、「コンプライアンス点検報告書」を総務部に提出しております。

(3) リスク管理体制

毎期、リスク管理項目の洗い替えを行い、当該リスクへの対応状況は、月1回開催される執行役員会で随時報告しております。

また、危機管理規程及び緊急事態対策マニュアルを定めており、随時内容の見直しを行っております。

(4) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画書を作成し、業務監査を行うとともに、財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価も行っております。また、必要に応じ、改善措置を講じるとともに、そのフォローアップ監査も実施しております。

(5) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、また、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で定期会合を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、内部監査室とも定期会合を実施し、執行役員会、リスク管理委員会、営業報告会等重要な会議に出席するとともに稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(備考) 本事業報告の記載金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。
なお、比率につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

2026年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(6,320,117)	流動負債	(1,515,711)
現金及び預金	2,632,978	支払手形及び買掛金	491,388
受取手形	100,360	電子記録債務	755,061
売掛金	1,262,424	契約負債	4,986
電子記録債権	776,267	賞与引当金	63,700
商品及び製品	1,258,863	未払金	53,893
原材料	264,585	未払法人税等	32,471
仕掛品	10,768	その他	114,209
その他	36,931		
貸倒引当金	△23,061		
固定資産	(2,138,652)	固定負債	(116,969)
有形固定資産	(1,455,890)	役員退職慰労引当金	9,620
建物及び構築物	712,997	役員株式給付引当金	39,453
機械装置及び運搬具	61,796	退職給付に係る負債	54,425
土地	647,227	その他	13,470
その他	33,869	負 債 合 計	1,632,681
無形固定資産	(245,712)	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(437,050)	株主資本	(6,647,323)
投資有価証券	232,906	資本金	887,645
退職給付に係る資産	106,833	資本剰余金	1,100,341
繰延税金資産	94	利益剰余金	4,875,768
その他	104,076	自己株式	△216,432
貸倒引当金	△6,860	その他の包括利益累計額	(178,765)
		その他有価証券評価差額金	78,869
		為替換算調整勘定	99,895
		純 資 産 合 計	6,826,088
資 産 合 計	8,458,770	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,458,770

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

2025年5月1日から
2026年4月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		8,289,681
売上原価		6,572,966
売上総利益		1,716,715
販売費及び一般管理費		1,524,283
営業利益		192,432
営業外収益		
受取利息	3,520	
受取配当金	6,978	
持分法による投資利益	904	
業務受託料	4,799	
債務勘定整理益	4,456	
その他	3,775	24,434
営業外費用		
支払利息	214	
為替差損	2,511	2,725
経常利益		214,141
特別損失		
固定資産売却損	355	
減損損失	81	
固定資産除却損	1,147	1,585
税金等調整前当期純利益		212,556
法人税、住民税及び事業税	66,571	
法人税等調整額	7,750	74,321
当期純利益		138,234
親会社株主に帰属する当期純利益		138,234

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025 年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,100,341	4,874,147	△225,040	6,637,092
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△133,911		△133,911
親会社株主に帰属する 当期純利益			138,234		138,234
自己株式の処分				8,608	8,608
その他			△2,701		△2,701
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,621	8,608	10,230
2026 年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,100,341	4,875,768	△216,432	6,647,323

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2025 年 5 月 1 日 残 高	35,747	95,479	131,226	6,768,319
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△133,911
親会社株主に帰属する 当期純利益				138,234
自己株式の処分				8,608
その他				△2,701
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	43,122	4,416	47,538	47,538
連結会計年度中の変動額合計	43,122	4,416	47,538	57,769
2026 年 4 月 30 日 残 高	78,869	99,895	178,765	6,826,088

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

2026年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(5,997,520)	流動負債	(1,482,797)
現金及び預金	2,433,047	支払手形	129
受取手形	100,360	買掛金	465,755
売掛金	1,195,447	電子記録債務	755,061
電子記録債権	776,267	未払費用	65,456
商品	949,706	契約負債	1,055
製品	308,989	賞与引当金	63,700
原材料	207,371	未払金	51,396
仕掛品	10,768	未払法人税等	32,430
前渡金	3,999	預り金	4,722
前払費用	6,439	その他	43,090
その他	5,625		
貸倒引当金	△501		
固定資産	(2,167,640)	固定負債	(49,073)
有形固定資産	(1,447,884)	役員退職慰労引当金	9,620
建物	705,595	役員株式給付引当金	39,453
構築物	7,401		
機械及び装置	50,982		
車両運搬具	2,887		
工具、器具及び備品	24,437		
土地	647,227		
建設仮勘定	9,352		
無形固定資産	(245,712)		
借地権	59,553		
ソフトウェア	159,300		
その他	26,857		
投資その他の資産	(474,043)		
投資有価証券	232,906		
関係会社株式	5,000		
関係会社出資金	102,716		
破産更生債権等	5,999		
長期前払費用	9,083		
前払年金費用	106,833		
繰延税金資産	865		
その他	16,639		
貸倒引当金	△5,999		
		負債合計	1,531,871
		純 資 産 の 部	
		株主資本	(6,554,419)
		資本金	887,645
		資本剰余金	(1,100,341)
		資本準備金	1,038,033
		その他資本剰余金	62,307
		利益剰余金	(4,782,865)
		利益準備金	78,600
		その他利益剰余金	(4,704,265)
		別途積立金	2,176,401
		繰越利益剰余金	2,527,863
		自己株式	△216,432
		評価・換算差額等	(78,869)
		その他有価証券評価差額金	78,869
		純 資 産 合 計	6,633,289
資 産 合 計	8,165,160	負債及び純資産合計	8,165,160

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		8,055,430
売上原価		6,366,908
売上総利益		1,688,521
販売費及び一般管理費		1,464,330
営業利益		224,191
営業外収益		
受取利息	3,456	
受取配当金	6,978	
業務受託料	4,799	
受取賃貸料	234	
その他	3,066	18,535
営業外費用		
支払利息	214	
為替差損	2	217
経常利益		242,509
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	441,504	441,504
特別損失		
減損損失	81	
固定資産除却損	1,147	1,229
税引前当期純利益		682,785
法人税、住民税及び事業税	66,571	
法人税等調整額	9,673	76,245
当期純利益		606,539

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
2025年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,038,033	62,307	78,600	2,176,401	2,055,235
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△133,911
当期純利益						606,539
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	472,627
2026年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,038,033	62,307	78,600	2,176,401	2,527,863

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年 5 月 1 日 残 高	△225,040	6,073,182	38,448	38,448	6,111,631
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△133,911			△133,911
当期純利益		606,539			606,539
自己株式の処分	8,608	8,608			8,608
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			40,421	40,421	40,421
事業年度中の変動額合計	8,608	481,236	40,421	40,421	521,657
2026年 4 月 30 日 残 高	△216,432	6,554,419	78,869	78,869	6,633,289

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月18日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 慶輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アゼアス株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アゼアス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を

作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月18日

アゼアス株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 慶輔
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 大樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アゼアス株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月22日

アゼアス株式会社 監査役会

常勤監査役 澤 田 匡 宏 ㊟

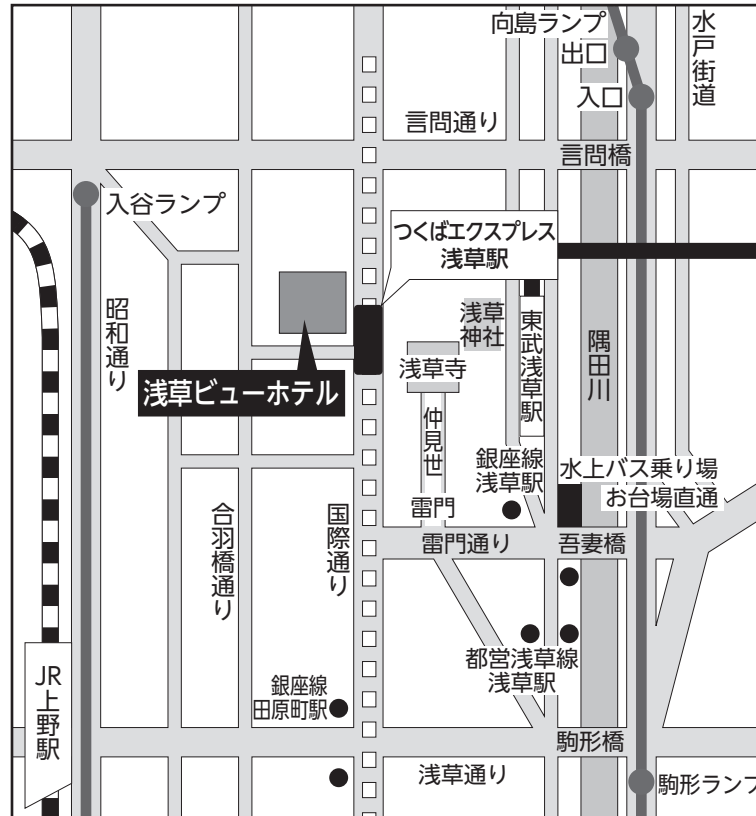
社外監査役 加 毛 修 ㊟

社外監査役 高 橋 章 夫 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間



- ・ つくばエクスプレス「浅草駅」 A2番出口 (徒歩1分)
- ・ 地下鉄・銀座線「田原町駅」 3番出口 (徒歩7分)
- ・ 地下鉄・銀座線「浅草駅」 1番出口 (徒歩10分)
- ・ 地下鉄・都営浅草線「浅草駅」 4番出口 (徒歩13分)
- ・ 私鉄・東武線「浅草駅」 松屋出口 (徒歩10分)
- ・ JR「上野駅」 タクシー5分